

## 富士見通り地区地区計画運用基準届出書

届出日:令和 6 年 4 月 〇 日

1 届出者 ※該当するものを○で囲む

<建築主> (所有者)・貸主・借主

<設計者(または施工者)>

住所 福生市本町〇番地

住所 福生市福生〇〇番〇

氏名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

氏名 〇〇建築設計事務所

電話番号 042-551-〇〇〇〇

電話番号 042-552-〇〇〇〇

2 工事計画等の内容

工事(設置)場所 福生市本町〇番地

工事計画等の概要 建築物の新築

着工予定日 令和6年 4月 〇日

竣工予定日 令和6年 6月 〇日

3 届出時の必要添付書類

別記様式第11の2に添付の場合は「省略」と記入。

	必要添付書類	添付の有無	提出予定日	備考
①	適合チェック表	有		様式第2号
②	案内図	省略		
③	配置図	省略		
④	平面図	省略		
⑤	立面図(4面)	省略		
⑥	看板・広告物意匠図	無	4/〇	

添付「無」の場合に使用。

(※) ①～⑤は、必ず添付してください。添付できない場合は、提出予定日を記入してください。

(※) ⑥が「壁面看板」の場合は、⑤の立面図(掲出する面のみ)も添付してください。

(※) 商業地区Aにおいては、「別記様式第11の2 地区計画の区域内における行為の届出」も提出してください。その場合は、②～⑥を省略できます。

### 届出先・問合せ先

福生市都市建設部 まちづくり計画課 計画係  
〒197-8501 福生市本町5番地 TEL042-551-1952 FAX042-551-0530

## 富士見通り地区地区計画運用基準適合チェック表

建築計画、工事計画等が「富士見通り地区地区計画運用基準」に適合していることを照合確認し、福生市都市建設部まちづくり計画課計画係へ提出してください。

### 1 対象敷地が次のどれに該当するかチェック ※以下の欄に☑

<input checked="" type="checkbox"/>	商業地区A内で富士見通りに直接面する敷地である	第3のすべての運用基準と、第4の努力義務の1～3の適合をチェックしてください
<input type="checkbox"/>	商業地区A内であるが富士見通りに直接面する敷地ではない	第3の1(2)の運用基準と、第4の努力義務の2及び3の適合をチェックしてください
<input type="checkbox"/>	商業地区A内ではない	第4の努力義務の2～4の適合をチェックしてください

※適合欄への記入の仕方

### 2 運用基準・努力義務の適合チェック

・適合している場合は「○」、適合していない場合は「×」を記入

第3 商業地区Aにおける地区整備計画の運用基準		適合	備考
1 建築物等の用途の制限			
(1)	1階の主たる部分の用途は、店舗・飲食店としている	○	
(2)	風営法に定める営業用途ではない	○	
2 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 ※富士見通りに直接面して開口部や出入口を設けること			
(1)	富士見通りから店舗や飲食店の中の様子が見えるようにしている	○	
	出入口付近に、歓迎の意思を言葉等で表示している	○	
	出入口付近は、夜間でも明るくしている	○	
	建築物の形態や色彩その他意匠は、国際色豊かなにぎわいを創出している	○	
(2)	屋外広告物は、二言語以上の多言語表記している	○	
	屋外広告物は、東京都屋外広告物条例に準拠している	○	
(3)	出入口は、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに準拠している	○	
3 垣又はさくの構造の制限			
	生垣、フェンス等（基礎60・高さ150センチメートル以内）としている	—	設置しない

第4 地区計画区域全域におけるまちづくりの努力義務		適合	備考
1 壁面後退			
(1)	富士見通りに面して、100平方メートルを超える敷地では、建築物1階部分の外壁を50センチメートル後退している	○	
(2)	壁面後退した部分は、歩道との段差をなくし、舗装材も一体化している	○	
2 敷地の分割			
	敷地を分割する際は、敷地面積が100平方メートル以上である	○	
3 防犯性の向上			
	市道第1060号線周辺の店舗等の出入口では、ライティングや防犯カメラを設置している	○	
4 道路沿いの緑化			
	戸建て住宅や共同住宅では、道路沿いを緑化している		